

建設消防委員会協議会資料

日 時 令和7年5月28日（水）午前9時30分
場 所 第2委員会室

都 市 整 備 部

都市整備部 総括表

部長名 鈴木 潤一

所属職員数（部長を含む。） 86 人

所属課数 6 課

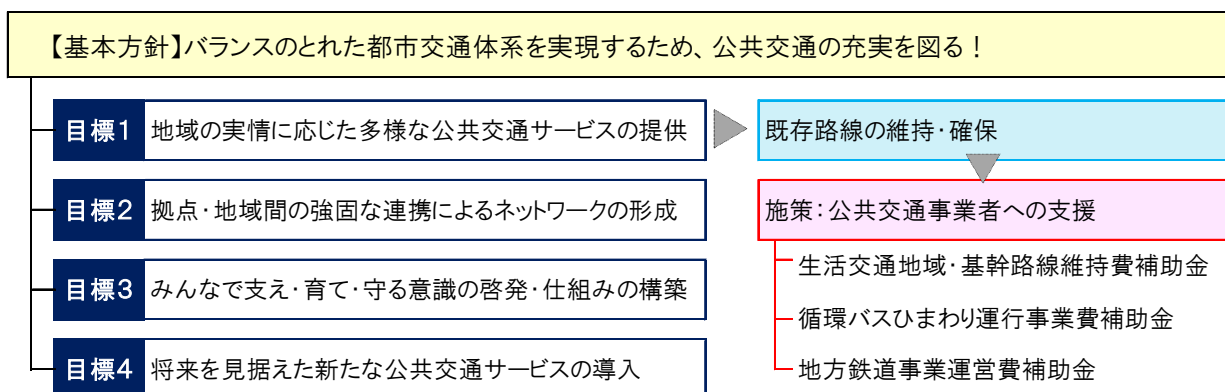
課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
都市計画課 課長 野毛史隆	13 人 都市政策担当 公共交通推進担当	1 交通事業者への補助金の概要と今後の見込みについて（＊）	1	2
		2 「用途地域等再検証ガイドライン」の策定について	2	4
建築土地対策課 課長 佐野 綾	18 人 開発調整担当 建築安全推進担当 土地埋立対策室	なし		
みどりの課 課長 小林 淳	18 人 緑化政策担当 公園整備担当 公園管理担当 （富士市振興公社派遣 2）	なし		
市街地整備課 課長 深澤克仁	15 人 まちなか整備担当 区画整理担当	1 吉原商店街周辺ウォークブル推進計画について（＊）	3	6
住宅政策課 課長 佐野博之	11 人 住まい政策担当 市営住宅担当	なし		
新富士駅南整備課 課長 花崎哲也	10 人 換地補償担当 工事担当	なし		

* 「議会として説明を求める事業」を含んだ内容となっています。

1 補助金の目的と位置付け等

- 需給調整規制の撤廃により、路線バスや鉄道事業の廃止が、これまでの許可制から事前届出制になったことから、不採算路線の退出が原則自由（路線バス：平成 14 年～、鉄道事業：平成 12 年～）
- これを受け、本市では、不採算路線を運行する富士急静岡バス株式会社や岳南電車株式会社等への補助金の交付を通して、市民や来訪者の移動の足を確保
- 交通事業者への公的支援については、市単独に加え、国や県、沿線市と連携して補助金を交付しているが、本市では「富士市公共交通利用促進条例（令和元年 6 月制定）」や「富士市地域公共交通計画（令和 3 年 3 月策定）」において、必要な財政措置を講ずることや公共交通事業への支援等について明確化

《富士市地域公共交通計画 抜粋》



2 交通事業者への補助金の概要等（令和 7 年度予算分）

（単位：千円）

名 称	補助事業者	算定基礎	R 6 交付実績	R 7 予算額
生活交通地域路線維持費補助金	富士急静岡バス(株)	生活交通確保計画に基づくバス路線の維持に要する経費を補助	92,182	92,706
生活交通地域路線維持費補助金	山梨交通(株)	生活交通確保計画に基づくバス路線の維持に要する経費を補助	5,579	4,573
生活交通基幹路線維持費補助金	山梨交通(株)	国・県補助で賄いきれないバス路線の欠損額を沿線市（静岡市・富士宮市）と補助	20,873	19,895
のるーとひまわり運行費補助金	富士急静岡バス(株)	のるーとひまわりの欠損額を補助（上限 10,000 千円）※R 6 の 10 か月は循環バスひまわり運行分	10,000	10,000
公共交通利用促進補助金	バス事業者	バスの日イベントの開催費用等を補助	100	100
UD タクシー導入支援補助金	タクシー事業者	UD タクシーの導入にあたり 1 台当たり 300 千円を補助	1,800	2,400
富士川駅バリアフリー化設備等整備費補助金	東海旅客鉄道(株)	富士川駅のバリアフリー化に係る費用の 1/3 を補助	37,143	164,930
地方鉄道事業運営費補助金	岳南電車(株)	岳南電車財政計画に基づき、欠損額の 91/100 を補助	83,000	72,454
新サービス導入等支援補助金	公共交通事業者	事業者が行う新サービスの導入費用等の 2/3 を補助（上限 500 千円）※R 6 からの繰越	—	3,000

3 課題の整理と今後の対応

交通事業者には、路線の欠損額や施設整備、新サービスの導入等に係る支援を行ってきたが、深刻な運転士不足や燃料費の高騰等を背景に、地方の交通事業者は極めて厳しい状況下にある。持続可能な都市交通体系の実現に向けて、現状の問題点や今後想定される課題等を整理した上で、時代の変化に即した施策を総合的に展開する必要がある。

問題点

- ✓ 赤字バス路線に対する補助が、路線の維持に繋がらなくなりつつある。

山梨交通(株)は、令和7年3月末、補助路線である大北線（大北～中野台～蒲原病院～蒲原中学校）について、同年9月末をもって廃止する届出を国に提出

- ✓ 厳しい財政状況の中、交通事業者への補助金の拡大は困難な状況になっている。

交通事業者の多くは厳しい経営状況下に置かれているが、本市の財政状況は、義務的経費の増加や大規模事業の実施等を背景に、予算編成・執行は選択と集中が強く求められる状況

- ✓ 交通事業者は極めて深刻な運転士不足に陥っている。

運転士不足は、全ての交通事業者（乗合バス、タクシー、地方鉄道）に共通する問題であり、減便や配車遅延等が避けられない状況

- ✓ コロナ禍を過ぎても、公共交通利用者の回復が進んでいない。

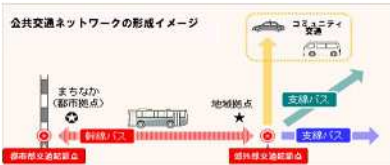
自動車の過度な利用や働き方改革の推進等を背景に公共交通の利用者数は伸び悩んでおり、都市活動を支える公共交通の維持が困難な状況

課題の整理

- 「公共交通ネットワークの構築」や「集約・連携型の都市づくり」を推進する上で欠かすことの出来ない路線や持続的な操業に資する事業を取捨選択して支援する必要がある。
- 既存の枠組に囚われることなく、柔軟な発想に基づく運送形態で「市民・来訪者の移動の足」の確保に努める必要がある。
- 自動運転バスや効率的な運行・配車システムの導入など、新技術の活用を積極的に促進する必要がある。
- 公共交通の利用環境と利便性の向上を図るためのサービス導入や積極的に公共交通の利用を促す取組を推進する必要がある。

今後の対応（取り組むべき施策等（抜粋））

■ 公共交通ネットワークの考え方に基づく補助金の運用



■ コミュニティ交通の運用ルールの再検討

- ・ 運賃・ダイヤ
- ・ 運行範囲
- ・ 運行内容の変更手続等



■ 利用者の視点に立った新サービスの導入

- ・ キャッシュレス化やAI オンデマンド交通の運行
- ・ ふじMaaS推進協議会の運営等



■ 日本版・公共ライドシェアの研究・検討

- ・ 「全日本自治体ライドシェア連絡協議会」や「ライドシェア専門部会（県）」への参画
- ・ 先進事例の研究等

■ 自動運転バスの導入

- ・ 新富士駅～富士駅間の導入
- ・ 全域での社会実装

R9（2027）の導入を目指す



■ 積極的なモビリティ・マネジメントの展開

- ・ バスの日イベントの開催
- ・ 学校・企業等との連携等



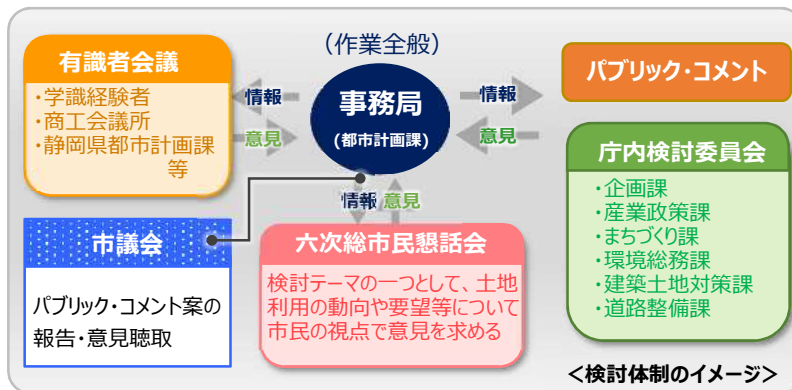
1 用途地域について

- 用途地域は、都市計画法で定める「地域地区」の1つであり、市街地における土地利用規制の根本となっており、大きく住居・工業・商業系用途地域の3つに分類される。
- 本市の用途地域は、昭和40年に県が当初指定を行ったが、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の施行等に伴う変更の他は大きな見直しは行われていない。

2 再検証ガイドライン策定の背景／目的

- 歩いて暮らせるまちづくりや移住・定住の推進が求められる中、市街化区域縁辺部の一部住居系用途地域では、生活利便施設の立地が困難
- 一部の工業・商業系用途地域では、工場跡地への宅地開発や商業施設の撤退などにより、指定した用途地域と実際の土地利用に乖離
- 市民生活の利便性向上や良好な操業環境の確保に向けて、用途地域等の再検証が必要
- 用途地域等の再検証に係る基本的な考え方や留意すべき視点、対象となるエリア抽出の考え方等を整理し、「用途地域等再検証ガイドライン」を策定

3 検討体制について

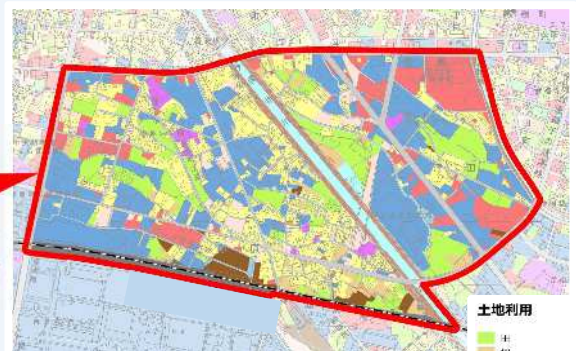
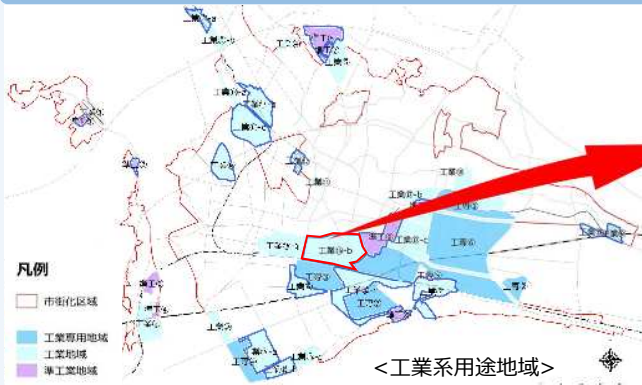


都市計画課が事務局となり、六次総市民懇話会や庁内の関係課で組織する庁内検討委員会、学識経験者等で組織する有識者会議での意見聴取を行うとともに、市民意見を反映させるためパブリック・コメントを実施する。

4 事業概要について

①工業系用途地域

＜課題＞住工混在による土地利用の解消



▶今以上に住工混在が進んだ場合、工業用地の一团性が損なわれ、工業が衰退することが懸念される。

▶市民ニーズ・・・『工場跡地等未使用地の活用促進』が今後特に重要 36.3%

想定される対応

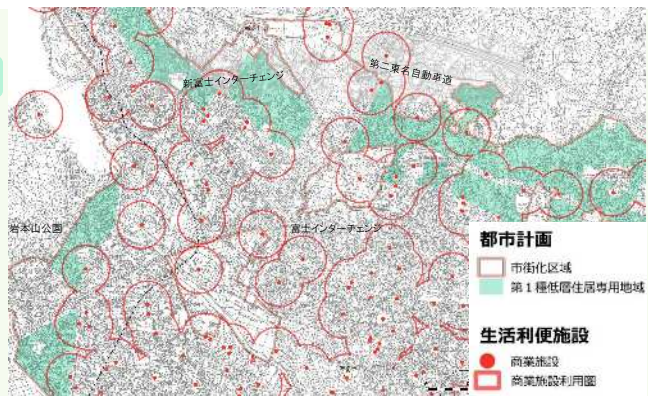
- ・工業系を維持 …工業専用地域へ変更、地区計画、特別用途地区
- ・住居系を許容 …住居系用途地域等へ変更、地区計画
- ・現状維持 …地区計画等による誘導・住み分け

②住居系用途地域

《課題》縁辺部の生活利便施設立地ニーズへの対応

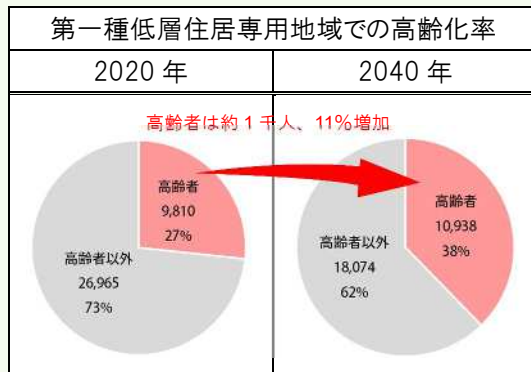
▶店舗や病院等の生活利便施設の建築が困難な第一種低層住居専用地域での高齢化率(65歳以上)は、2020年の27%から2040年には38%になると見込まれる。

▶市民ニーズ…『日常生活サービス施設(スーパーマーケットや病院等)が充実している地域』に魅力を感じる市民が74.2%



＜第一種低層住居専用地域と商業施設＞

※商業施設: コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット等



想定される対応

・縁辺部における用途地域の緩和を検討

第一種低層住居専用地域⇒第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域⇒第二種中高層住居専用地域

※用途地域の緩和により、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の生活利便施設の立地を可能とする。

※第一種低層住居専用地域: 50㎡以下の店舗兼用住宅建設可能

※第二種低層住居専用地域: 150㎡以下の店舗建設可能

※第一種中高層住居専用地域: 500㎡以下の店舗建設可能

※第二種中高層住居専用地域: 1,500㎡以下の店舗建設可能

■再検証ガイドラインに定める事項

1. 用途地域を取り巻く現状と課題

2. 用途地域等再検証の考え方

▶基本方針の考え方・具体エリアの設定

3. 用途地域等再検証のながれ

▶留意すべき視点・検証フロー

4. カルテ作成・分析・評価

5. 都市計画の変更に向けて

▶具体的な手法の検討・実施計画

《他の自治体の取組事例》

※静岡県内で取組事例なし

自治体	再検証に基づく用途地域変更
札幌市	▶郊外住宅地…第一種低層住居専用地域の建蔽率 40%→50% など
平塚市	▶宅地化が進行した地区… 近隣商業地域・準工業地域・工業地域→第一種住居地域 ▶生活利便施設が不足している地区… 第一種低層住居専用地域→第二種低層住居専用地域 ▶新設道路の周辺… 第一種住居地域→準住居地域 など
新城市	▶中心市街地(住居系用途)… 第一種中高層住居専用地域→第一種住居地域 ▶中心都市計画道路等の沿線… 近隣商業地域→商業地域 など
東大阪市	▶住工混在地区(一部)… 地区計画の策定(住工共生型エリア・工場集積型エリア)

5 スケジュール

本ガイドラインは、令和7年度・8年度で策定するものとし、策定作業に併せ、適宜、市議会や都市計画審議会をはじめとした関係会議等の報告・意見聴取を行い、令和9年3月の策定を予定。令和9年度以降は、ガイドラインに則り、該当地区において都市計画変更に着手。

	R7 年度				R8 年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
ガイドライン策定作業	現状及び課題の整理 想定される対応の再検討・修正 素案作成				素案修正	パブコメ作成 パブコメとりまとめ 策定		
六次総市民懇話会 庁内検討委員会		市民懇話会	①庁内	②庁内		③庁内		
有識者会議			①	②		③		④
市議会・都市計画審議会等	議会(本日)			都計審			議会	都計審

1 計画作成の背景・経緯

- 平成 23 年～：タウンマネジメント吉原が再開発の実施に向けた検討を開始
- 平成 23 年：一定の合意形成が図られた第 1 街区において再開発準備組合設立
- 平成 26 年：準備組合から優良建築物等整備事業の施行に向け、市に技術的援助を要請される
- 平成 26 年～：地権者の合意形成・事業プランの検討 → 断念
- 令和 元年：国がウォーカブル推進都市を募集 → ウォーカブル推進都市に登録
- 令和 3 年～：再整備事業を控える富士駅北口においてまちなか空間活用推進計画作成
- 令和 4 年～：富士駅北口において「エキキタテラス」「エキキタぷらす」等の実施
- 令和 6 年：タウンマネジメント吉原から吉原商店街振興組合、吉原地区まちづくり協議会と連携し「ウォーカブル推進計画」作成に取り組みたい旨の要請を受ける

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市／富士駅 北口の状況									●			エキキタテラス開催 富士駅北口まちなか 空間活用推進計画作成		
吉原商店街 周辺の状況	●		●						●					●
	再開発準備組合設立 (第 1 街区)		地権者合意形成 事業プランの検討						ウォーカブル 推進都市に登録					ウォーカブル推進 計画作成支援要請

2 吉原商店街周辺ウォーカブル推進計画の目指す姿、作成の目的

吉原商店街周辺ウォーカブル推進計画の目指す姿

多様な主体が参画し、魅力的でウォーカブルなまちづくりを具現化するための実施計画

目的 1 多様な主体の参画によるまちづくりビジョンの共有とまちづくりの機運醸成

タウンマネジメント吉原、吉原商店街振興組合、吉原地区まちづくり協議会、近隣の幼稚園や学校、まちづくり有志などに参画していただくよう呼びかけ、多様な主体で計画を作成し、まちづくりのビジョンを共有するとともに、まちづくりの機運を醸成する。

目的 2 計画に位置付けたハード・ソフトの取組の具現化

国の支援制度（まちなかウォーカブル推進事業等）の活用を視野に入れた計画を作成し、国の支援を受けながら計画に位置付けた取組を具現化する。

3 参画を依頼する団体等（20人程度を想定）

- ・タウンマネジメント吉原
- ・吉原商店街振興組合
- ・吉原地区まちづくり協議会
- ・まちの駅吉原ブロック
- ・富士商工会議所
- ・富士山観光交流ビューロー
- ・Radio-f
- ・岳南電車(株)
- ・静岡県タクシー協会富士・富士宮支部
- ・地元幼稚園／小中学校
- ・まちづくり有志

4 作成スケジュール

【令和7年度】

ワークショップ① 現状・課題の把握

市が保有するデータ等を活用し吉原商店街周辺の現状を確認

ワークショップ② タウンウォッチング

まちを歩いてウォーカブルなまちづくりに活用可能な資源を確認

ワークショップ③④ 社会実験の検討

既存イベント「吉原まるごとマルシェ(2月)」や「アーケードマーケット(4月)」等において滞在快適性や回遊性向上に繋がる社会実験を企画・開催

【令和8年度】

ワークショップ⑤～⑧ 計画書の検討

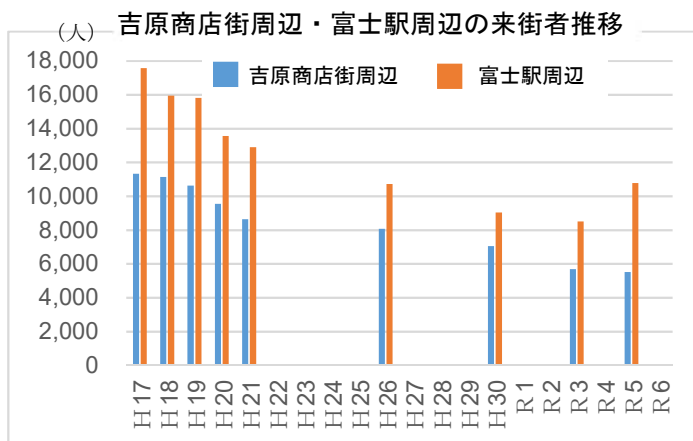
計画書に記載する「将来像」・「区域」・「指標」・「取組」・「実施主体」等を検討し計画を作成

【令和9年度】

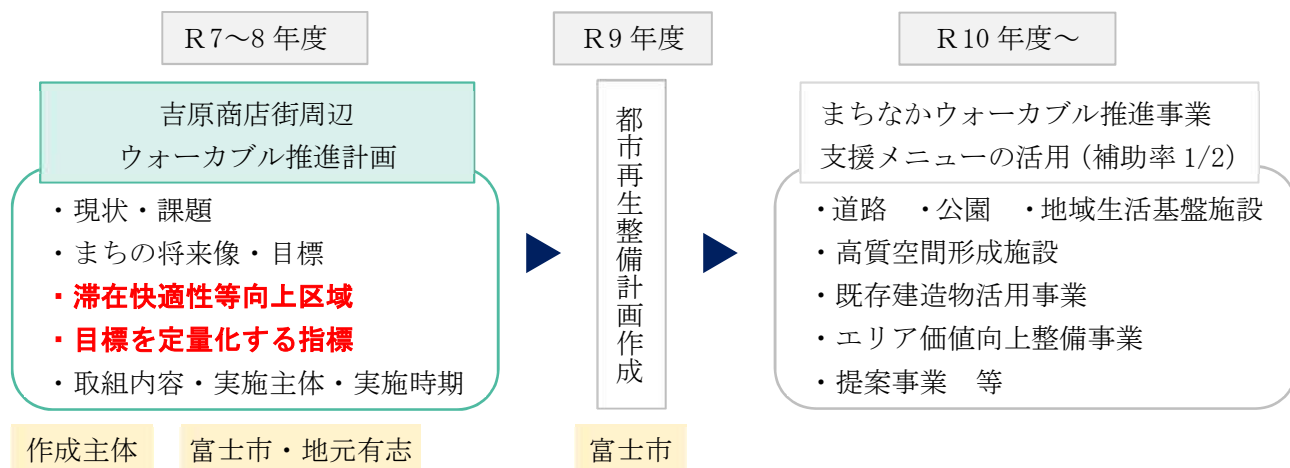
吉原商店街周辺ウォーカブル推進計画をもとに都市再生整備計画（補助採択に必要な計画）を作成

【令和10年度～】

国の支援制度（まちなかウォーカブル推進事業）を活用し計画に位置付けた取組を具現化



5 計画の概要と取組の具現化に向けて



上 下 水 道 部

上下水道部総括表

部長名 勝又 猛

所属職員数（部長を含む。） 104人

所属課数 7 課

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
上下水道経営課 課長 小出雅一	13 人 企画総務 担当 水道経営 担当 下水道経営 担当 出納 担当	なし		
上下水道営業課 課長 高橋啓理	12 人 水道料金 担当 下水道使用料 担当 営業 担当	なし		
水道工務課 課長 鈴木徹也	14 人 計画 担当 工務 担当	1 有収率向上に向けた取組について	1	2
水道維持課 課長 山本 太	19 人 維持 担当 給水装置 担当 原水施設 担当	なし		
下水道建設課 課長勝又将二郎	22 人 計画 担当 調査設計 担当 工事 担当 (うち3人岳南排水路 管理組合へ派遣)	なし		
下水道施設維持課 課長 佐野和史	15 人 管路 担当 施設管理 担当 排水設備 担当	なし		
生活排水対策課 課長 川島秀信	8 人	2 下水道処理共同化について	2	6

有収率向上に向けた取組について

上下水道部水道工務課
水道維持課
上下水道経営課

背景

- 本市の有収率は令和5年度で69.3%と低迷しており、改善は喫緊の課題である。
- これまで、老朽管更新や検針時同時漏水調査等の様々な施策を実施してきたが、有収率向上に結び付いていない。要因として、老朽管更新や漏水対策を効果的に実施できなかったことが挙げられる。
- 今後は、本市で実施してきた施策を抜本的に見直すとともに、民間保有の有用な先進技術等を活用し、有収率向上に寄与する新たな施策を抽出し、効果検証を行いながら推進していく必要がある。

表 有収率の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有収率 (%)	71.0	71.1	71.0	70.2	69.3

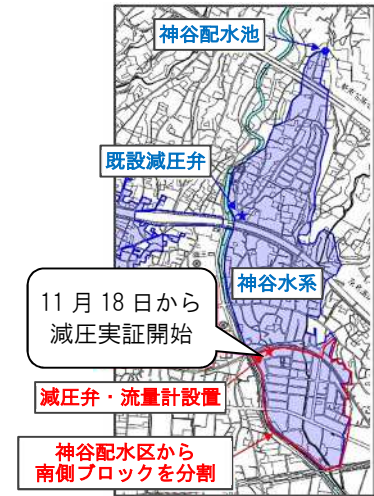
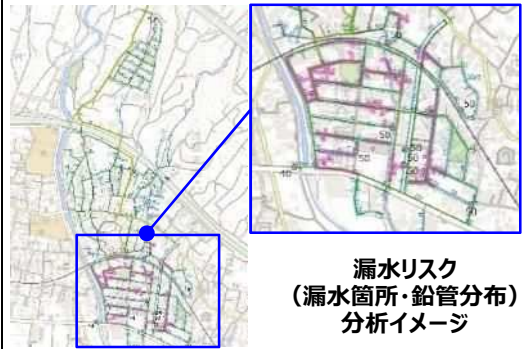
これまでの有収率向上施策

これまでの漏水調査・施策	考 察	評価
第一次富士市水道事業経営戦略プラン 有収率向上ビジョンに基づく取り組み		
(1) 老朽管更新	R1から事業をペースアップして更新してきたが、有収率向上につながる効果的な更新が課題	△
(2) 漏水調査	検針時同時漏水調査（1巡/3年）、主要幹線漏水調査等を実施してきたが大きな効果は得られず	△
(3) 長区間（スパン）修繕の実施	復元漏水防止には一定の効果あり	○
(4) 河川等の伏せ越し箇所の調査	渇水期に河川伏せ越し部の調査を実施したが大きな効果は得られず	△
(5) 修繕緊急度の可視化	漏水履歴可視化等を実施してきたが、今後はデータを活用したリスク評価や計画への反映が課題	△
(6) 不明水調査	大規模事業所等の不正接続等を調査したが未特定	△
令和4年度からの新たな取り組み		
(7) 衛星を活用した漏水広域調査	追跡調査含め、大きな効果は得られず	△

民間との共同研究の取り組み

- 水道事業における有収率向上及び管路維持管理効率化に資する調査検討を行うため、本市、前田建設工業（株）、インフロニアホールディングス（株）の3者で国内外の最新技術を活用した共同研究を実施
- 研究名称：富士市水道事業における有収率向上及び管路維持管理効率化に向けた共同研究
- 研究期間：令和5年7月22日 ～ 令和7年3月31日

共同研究の成果

共同研究項目	共同研究の成果概要	共同研究の成果イメージ												
1) AIやオープンデータ等を使用したリスク評価	- 紙等で保管、管理していた漏水履歴等の維持管理の記録を電子化 - 漏水リスク評価等の実施（電子化したデータを活用した漏水発生確率や断水時の影響度等の評価を行い、配水管のリスクを定量評価、可視化）	 漏水リスク (漏水発生確率) 評価イメージ												
2) 配水制御の適正化案作成	- 実際の管路網や配水状況を再現した水理モデルを活用しながら、「適正配水制御・管網再構築案」を作成 - 神谷水系で減圧を試行実施し効果を確認 実施結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査期間</th><th>設定水圧</th><th>有収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/18-11/18</td><td>0.45 MPa</td><td>57.2%</td></tr> <tr> <td>11/18-12/2</td><td>0.40 MPa</td><td>64.1%</td></tr> <tr> <td>1/7-1/24</td><td>0.35 MPa</td><td>78.9%</td></tr> </tbody> </table>	調査期間	設定水圧	有収率	9/18-11/18	0.45 MPa	57.2%	11/18-12/2	0.40 MPa	64.1%	1/7-1/24	0.35 MPa	78.9%	 共同研究提案による神谷水系での現地減圧実証
調査期間	設定水圧	有収率												
9/18-11/18	0.45 MPa	57.2%												
11/18-12/2	0.40 MPa	64.1%												
1/7-1/24	0.35 MPa	78.9%												
3) リスク評価に基づく老朽管の最適更新案作成	漏水リスク評価等に基づき、限られた予算の中で有収率向上に直結する効果的かつ効率的な更新を行うための「老朽管の最適更新案」を作成	 漏水リスク (漏水箇所・鉛管分布) 分析イメージ												
4) 非開削劣化診断技術*1 (ePulse) 実証・漏水調査等の管路最適点検調査案作成	漏水リスク評価等に基づき、調査の優先順位付けを行う等、従来の漏水調査を見直すとともに、漏水発見に有効な先進技術等を官民共創により導入した漏水調査等の「管路の最適点検調査案」作成	 軌道横断箇所での調査 打音による音響圧力波発生非開削劣化診断調査(令和6年9月~10月)												

*1 音響測定により、道路を掘らずに水道管の劣化具合を調べる技術

令和7年度以降の取り組み内容（富士市有収率向上対策業務委託）

1 事業概要

- 有収率向上効果を確実に発現させていくためにモデル地区を設定し、有収率向上に関わる各種施策を包括的に実施し、効果検証を行っていく。
- 各種施策の機動的かつ効率的な実施及び民間の保有する国内外の先進技術や調査機材、専門技術者等のリソースを有効に活用するため、公募型プロポーザル方式により委託先を選定し、事業を進めていく。

2 事業費

年 度	支払限度額
令和7年度	66,000千円
令和8年度	71,500千円
令和9年度	71,500千円
合 計	209,000千円

3 事業期間

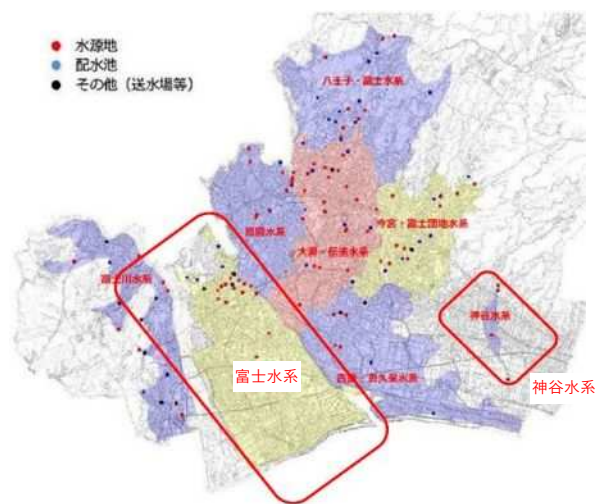
令和7年6月～令和10年3月（令和10年度以降は本事業の成果を市全域へ展開していく。）

4 モデル地区選定

- 富士水系と神谷水系の2水系をモデル地区として、これまでの本市での取り組みや、民間との共同研究成果等を踏まえ、新たな視点での有収率向上施策を実施する。
- 富士水系は管路延長と想定漏水量が最も大きく、配水池新設によるブロック化を実施する。
- 神谷水系は小規模な水系であるが、他の水系と比べ有収率が低く、これまで有収率向上を図るための様々な取り組みを実施している。

表 水系別配水量分析表（令和5年度末時点）

水 系	配水量 (千 m^3)	有収水量 (千 m^3)	有収率 (%)	単位漏水量 (m^3/m)
富士水系	14,092	9,013	64.0	12.4
吉原・舟久保水系	7,085	4,738	66.9	9.6
今宮・富士団地水系	3,282	2,201	67.1	8.4
大淵・伝法水系	5,285	4,228	80.0	4.7
八王子・富士本水系	765	510	66.7	3.1
鷹岡水系	4,254	3,307	77.7	6.0
神谷水系	682	421	61.7	15.7
富士川水系	2,337	1,727	73.9	6.1
富士市全域(計)	37,782	26,145	69.3	



5 主な取り組み内容

■ 令和7年度の実施事項

1) 漏水調査の最適実施

富士水系は高漏水リスク路線等で、神谷水系では全域で漏水・不明水の調査を実施

- 専門業者による漏水ローラー調査の実施（約250km）
- 音や振動を検知する漏水センサーを用いたIoT監視漏水調査の実施
- 不明水対策として水圧・流量調査の実施

2) 配水制御の適正化

- 令和6年度の神谷水系での減圧効果検証等を踏まえ、段階的な小ブロック適正制御を推進
- 富士中央配水池稼働後の富士水系2ブロック化による適正制御方を水理解析と実測で検討

3) 老朽管の最適更新

- 漏水リスク評価等に基づき、令和8年度以降にモデル地区で実施する老朽管更新箇所を選定

4) 有収率向上施策管理

- 実施施策の有収率向上効果を最大限発揮させるための効果検証、施策推進等の統括管理

■ 令和8年度以降の実施事項

1) 漏水調査の最適実施

- 調査項目・数量は令和7年度に実施した漏水調査等を踏まえ設定

2) 配水制御の適正化

- モデル地区での更なる適正制御に向けた有効な方策の検討・推進

3) 老朽管の最適更新

- モデル地区で漏水リスク評価等に基づく老朽管更新工事を実施し、効果検証

4) 有収率向上施策管理

- モデル地区での効果検証を踏まえ、令和10年度以降の有収率向上を図るためのロードマップ策定

事業スケジュール

		R7		R8		R9		R10～R19	
		モデル地区での先行実施（3年間）							全域展開
有収率向上施策の推進	1) 漏水調査の最適実施	調査	効果検証	調査	効果検証		調査	効果検証	
	2) 配水制御の適正化	神谷水系 2ブロック圧力制御							
			効果検証		富士水系 2ブロック圧力制御（中央配水池稼働）				
				効果検証			効果検証		
	3) 老朽管の最適更新	更新箇所選定	発注準備	リスクに基づく工事実施	効果検証		リスクに基づく工事実施	効果検証	
4) 有収率向上施策管理	1)～3)の施策の推進・進捗管理支援								
		効果検証			効果検証		効果検証	ロードマップ（10年）策定	
モデル地区有収率目標値		70%未達	70～80%						80～90%

下水道処理共同化について

上下水道部生活排水対策課

1 目的

クリーンセンターききょうの処理水を公共下水道に接続することにより、近傍にある公共下水処理場（西部浄化センター）での共同処理を念頭に、整備方針及び官民連携を含む事業化に向けた発注方式等を調査し、汚水処理に係る経費の削減を目指す。

2 背景

平成9年度の稼働開始後28年が経過し、多額な費用をかける大規模改修時期が近づいており、処理工程を抜本的に見直すなど、コストの大幅な縮減に繋がる汚泥処理手法が求められている。

＜共同化が有効と考える理由＞

- ・部内で研究検討した結果、公共下水道への接続がコスト削減の効果が高いと見込まれる。
- ・クリーンセンターききょうは西部浄化センターから2.2kmほどの場所に位置し、約150m公共下水道を布設すれば、浄化センターでの共同処理が可能。
- ・共同化にあたり以下の国庫補助金の交付を想定する。
 - 施設改修に係るもの：循環型社会形成推進交付金 1/3（環境省）
 - 下水道管布設に係るもの：社会資本整備総合交付金 1/2（国土交通省）

3 基礎調査業務概要

- (1) 公共下水処理場側の受入能力や下水道管渠の概略ルート、延長・流下能力の調査。
- (2) 処理工程について条件の整理・利点・課題・想定される事業費などについて詳細に検討。

【想定される処理工程】

「現行の処理方式（し尿処理施設）の継続」

「前処理＋希釈＋公共下水道への接続」

「その他の処理工程（新技術の導入可能性調査を含む）」などの整理、比較検討。

- (3) 運転管理業務における従来の発注方式と民間活用方式（PPP^{*1}）等との比較検討。

【民間活用の視点】

「事業手法等官民連携事業スキームの検討（PPP・DBO^{*2}）等」

「関連法制度（下水道法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の整理」

「定量的評価（VFM^{*3}シミュレーションによる経済性評価）」などの比較検討。

- (4) 施設改修に係る国庫補助金（循環型社会形成推進交付金）の交付を目的とした循環型社会形成推進地域計画の策定支援。

*1 PPP（Public Private Partnership）公共施設建設、維持管理、運営等を民間資金、経営・技術的能力を活用し、行う方法

*2 DBO（Design Build Operate）公共団体が資金調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を一括に委託する方法

*3 VFM（Value for Money）従来方式と比較し、総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

4 事業スケジュール

令和10年度より下水道管布設工事、ききょう改修工事を予定している。

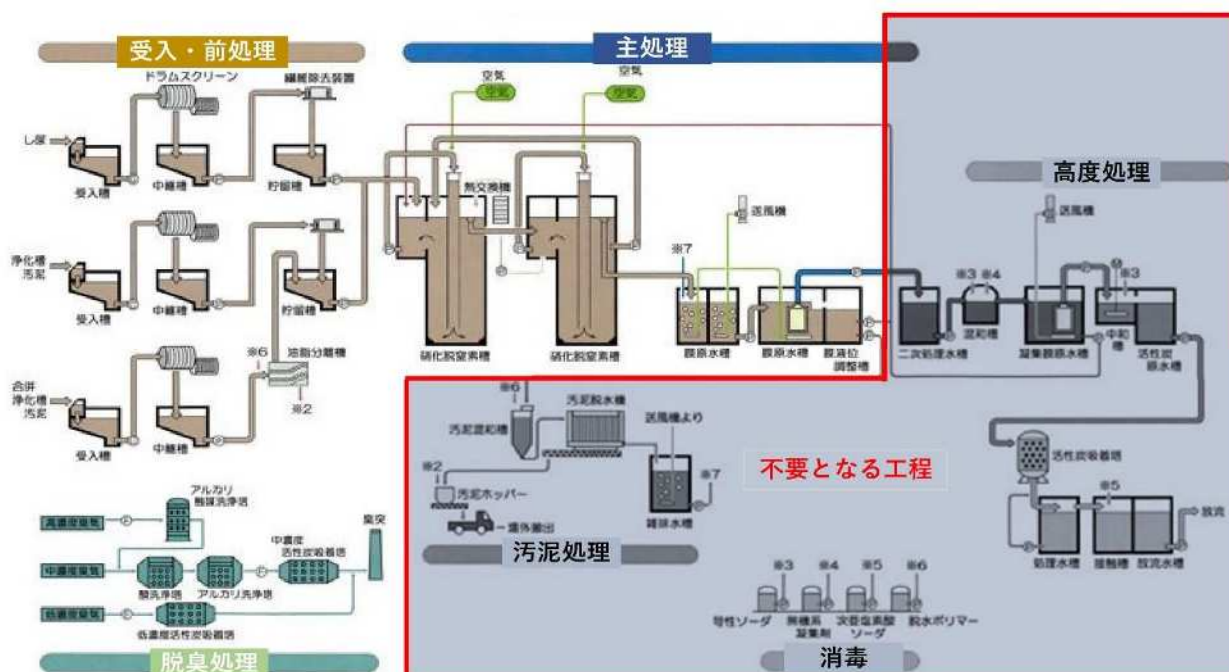
接続後、徐々に下水道放流を開始し、西部浄化センターへの影響を調査しながら完全放流を目指す。

時期	業務内容
R6	部内研究検討
R7	下水道共同化に係る基礎調査業務委託
R8	発注支援業務
R9	事業者選定業務
R10	工事開始→整備後1/3下水道放流・影響調査

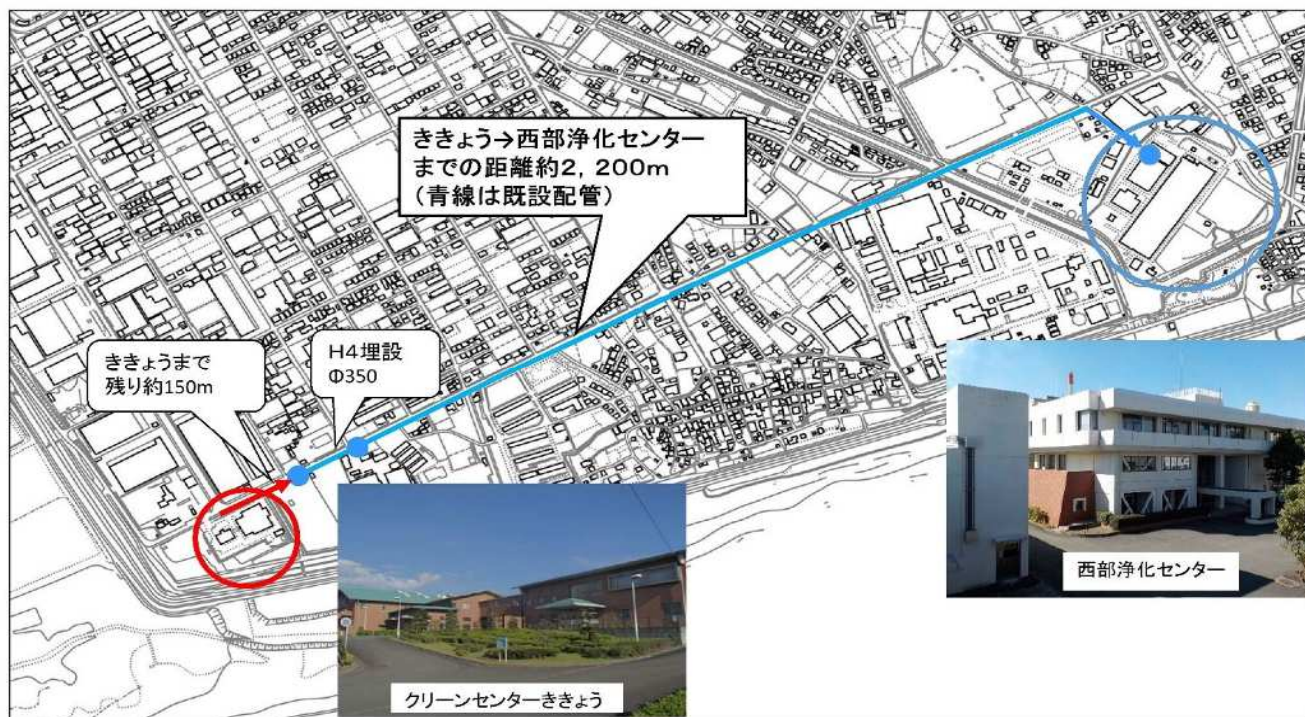
5 想定される処理工程

生物処理工程から先の工程を見直し、汚泥を西部浄化センターにて処理する工程。

これにより高度処理工程（膜処理・活性炭）や放流工程が不要となりコスト削減につながる。



6 位置図



7 本管接続イメージ



ききょう東側の既存マンホールへ接続



既存のマンホール（約 150m）

8 今後の課題

- ・西部浄化センターへの影響（水質・汚泥性状・汚泥発生量）。
- ・下水道放流時間帯（ピークカット）の調整や、夜間下水道放流等の検討。
- ・水質汚濁防止法に係る下水排除基準にまで希釈が必要な場合、希釈水の確保。
- ・災害時における中長期にわたる下水道本管の使用ができない場合及び仮設トイレ等の受入。
- ・平成30年度に策定した長寿命化総合計画見直し。

上記の課題を明確化し、下水道との共同処理事業を念頭に汚水処理に係るコストの削減を目指す。

建 設 部

建設部総括表

部長名 落合 知洋

所属職員数（部長を含む。） 1 0 6 人

技監名 西村 紀和

所属課数 5 課

技監名 真鍋 和敬

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
建設総務課 課長 勝亦 孝行	2 1 人 建設政策 担当 土木管理 担当 地籍調査 担当	1 富士市建設産業活性化協議会 について（＊）	1	2
道路整備課 課長 篠原 裕幸	2 7 人 用地補償 担当 幹線道路 担当 街路 担当 生活道路 担当	1 主要道路の整備状況について	2	4
道路維持課 課長 室伏 正一	2 0 人 管理 担当 調査維持 担当 工事 担当	なし		
河川課 課長 小松 芳広	2 0 人 管理 担当 計画 担当 整備 担当 維持 担当	1 雨水管理総合計画について	3	1 1
施設保全課 課長 高橋 智太	1 5 人 建築 担当 設備 担当	なし		

※「議会として説明を求める事業」を含んだ内容となっています。

建設部 建設総務課

1. 富士市建設産業活性化協議会とは

建設産業はインフラの整備を担うと同時に日常的な維持管理を受け持つほか、災害時には極めて厳しい状況の中、最前線で安全・安心の確保を背負うなど「社会資本の担い手」「地域の守り手」としてなくてはならない産業である。

しかしながら現在の建設産業は、全産業の中でも就業者の高齢化が著しく進行し、近い将来には大量の離職が見込まれるなど危機的な状態である。その解決のため、担い手の確保・育成が急務となっており、また働き方改革や生産性向上などを強力に推進させ、持続可能な体制を確保していくことが喫緊の課題となっている。

本市では、これらの様々な状況を的確に捉え、建設産業と富士市が連携し、両輪となって「働き方改革」「生産性の向上」「担い手確保」「経営基盤強化」などの取組を効果的に推進させることを目的として、富士市建設産業活性化協議会を発足し、これらの課題解決に向けて進めている。

2. 現在までの取組について

令和 5 年 4 月 14 日

「富士市建設産業活性化協議会」の発足

- ・学識経験者、国土交通省、静岡県、富士市建設業組合、富士市水道指定工事店協同組合、（一社）静岡県測量設計業協会、市関係部署などにより構成



《令和 5 年度》

- 第 1 回富士市建設産業活性化協議会（令和 5 年 7 月 26 日）
- ・「働き方改革の推進」「生産性向上」「担い手の確保・育成」「経営の安定化」「安全・安心の確保」について WG に分けて検討を開始



- 第 2 回富士市建設産業活性化協議会（令和 5 年 12 月 20 日）
- ・各 WG の活動報告
 - 「働き方改革 WG」 週休 2 日の推進検討、工事書類・検査内容の簡素化に関する意見交換
 - 「生産性向上 WG」 ICT 施工講習会、DX セミナー、BIM/CIM 講習会に参加
 - 「広報 WG」 PR 動画作成に係る検討
 - 「防災 WG」 道路啓開訓練（R5.9.1 富士川体育館北側駐車場）、意見交換会



《令和 6 年度》

- 第 1 回富士市建設産業活性化協議会（令和 6 年 6 月 11 日）
- ・規約改正、今年度の取組について
 - ・『働き方改革』『生産性向上』『広報』『防災』の 4 つのワーキングでの活動

- 第 2 回富士市建設産業活性化協議会（令和 7 年 2 月 10 日）
- ・各 WG の活動報告
 - 「働き方改革 WG」 工事書類の簡素化・工事検査の簡素化に関するアンケートの実施、
※総合評価入札の評価項目及び選定方法の見直し
⇒ R7 より、土木・上水道は 5,000 万円以上、
舗装は 2500 万円以上に変更
 - 「生産性向上 WG」 情報共有システムに関するアンケートの実施、
各種勉強会等の参加（3 次元データ活用研修、BIM/CIM 演習など）
 - 「広報 WG」 PR 動画、PR グッズ作製（クリアファイル・シール・ポスター）
出前講座（R7.1.16 鷹岡小学校 6 年生 90 名参加）
 - 「防災 WG」 道路啓開訓練（R6.9.10 東部浄化センター）、意見交換会



3. 令和7年度の取組について

(1) 各ワーキンググループによる活動の推進

働き方改革WG

- 小規模工事適用金額の変更（1,000万円未満→2,000万円未満）
- 検査方法の検討
- 来庁打合せ回数削減の取組（電子契約の検討）
- 工事書類の理解を深めるための方法についての検討

生産性向上WG

- 情報共有システム等の導入拡大、遠隔臨場の要領作成及び試行
- ICT機器の利用に限定した発注者指定型工事の試験発注（土工）
- BIM/CIM対応のPC環境整備についての検討

広報WG

- PRグッズの更新
- 11月18日（土木の日）に合わせた2F市民課ホールでのポスター等の掲示
- イベントへの出展（年2回程度）（キッズジョブ、ふじ防災等）
- 出前講座等の実施（年2回程度）
- PR動画の作製（年4回程度）、
- ウェブサイトページの更新

防災WG

- 官民が連携した道路啓開訓練等の継続実施
- 現実に則した防災体制検討の継続
- 各ブロック内の効率的な被害調査方法の検討

(2) （仮称）建設産業活性化計画の策定

○各WGの取組について短期、中期、長期に分けて継続的に進める必要があるなど、活性化計画を策定することにより以下の効果が見込める。

【効果】

- ◎各WGが進めている取組に対して進捗状況の把握や変更の必要など実施状況の把握ができる。
- ◎各取組について、建設業界・行政間での情報共有及び職員間での共通認識の形成を図ることができる。
- ◎新たな取組の追加や長期ビジョンの展開が明確になる。

令和7年度スケジュール



4. 今後の取組と課題について

○今後は（仮称）建設産業活性化計画に基づき「働き方改革」「生産性の向上」「担い手確保」「経営基盤強化」の取組を積極的に進めるが、建設産業の活性化と持続的発展には、以下の課題が挙げられる。

【課題】

- ◎建設産業の活性化と持続的発展を最終目標に見据えた上で継続的な建設産業と富士市の連携
- ◎ワーキンググループ間での連携や情報の共有
- ◎継続的にDX・新技術の推進、技術職員のスキル向上のほか、契約や設計・工事施工に関する情報を収集・発信する機能の強化

主要道路の整備状況について

建設部 道路整備課

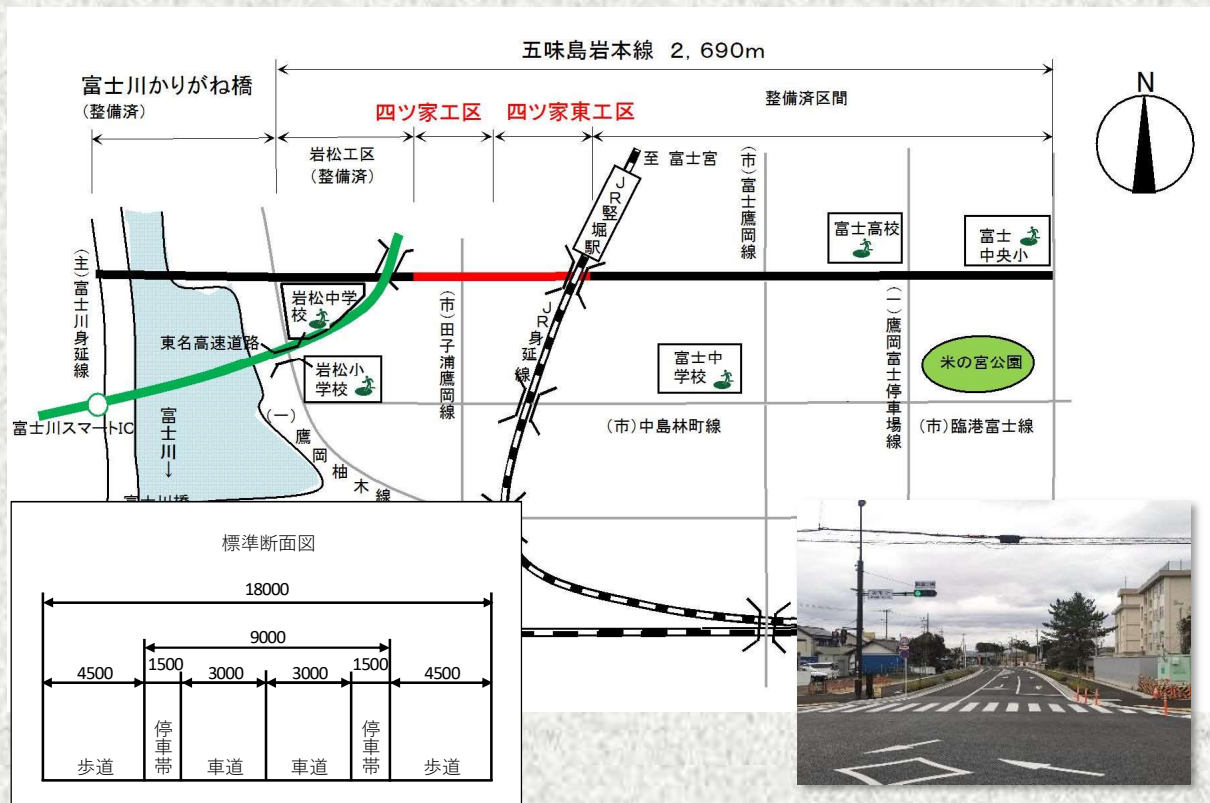
1. 概要

道路は人や地域をつなぎ、人の移動や物の輸送を支える交通機能と、地域やまちの基盤を形成し、日常生活や経済活動を支援する環境空間を提供する役割を果たしている。

市内の主要道路の整備は、富士市道路整備プログラムに基づいて計画的に実施されているが、現在進行中の主要道路事業について整備状況を説明する。

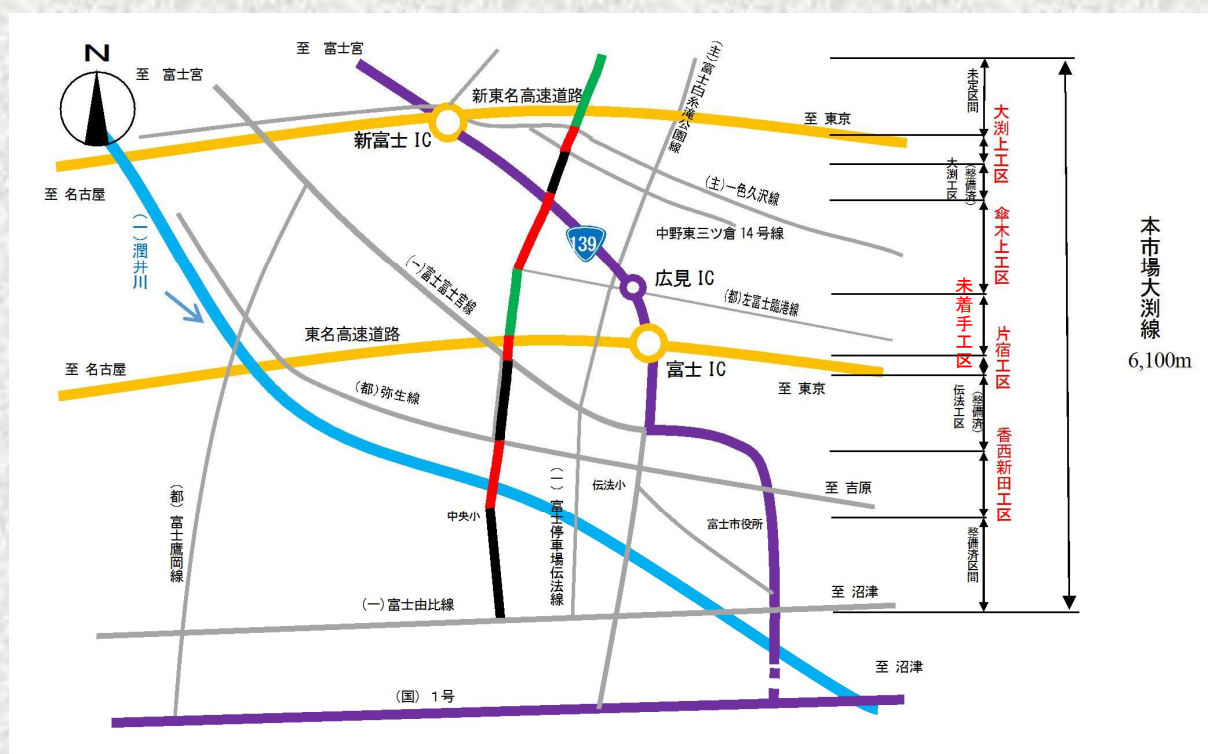
2. 事業名

(1) 五味島岩本線



	①四ツ家工区	②四ツ家東工区
事業区間	東名高速道路～四ツ家交差点	四ツ家交差点～JR身延線
道路概要	延長416m、幅員18m (片側1車線)	延長440m、幅員18m (片側1車線)
総事業費	約12億円	約12億円
進捗率	用地取得40%(公社含) 工事32%	
事業期間	令和2年度～2030年代前半予定	本年度事業認可取得予定

(2) 本市場大澍線

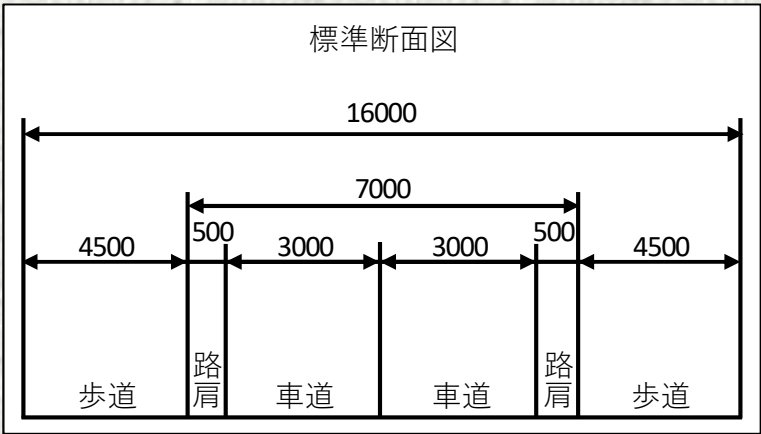
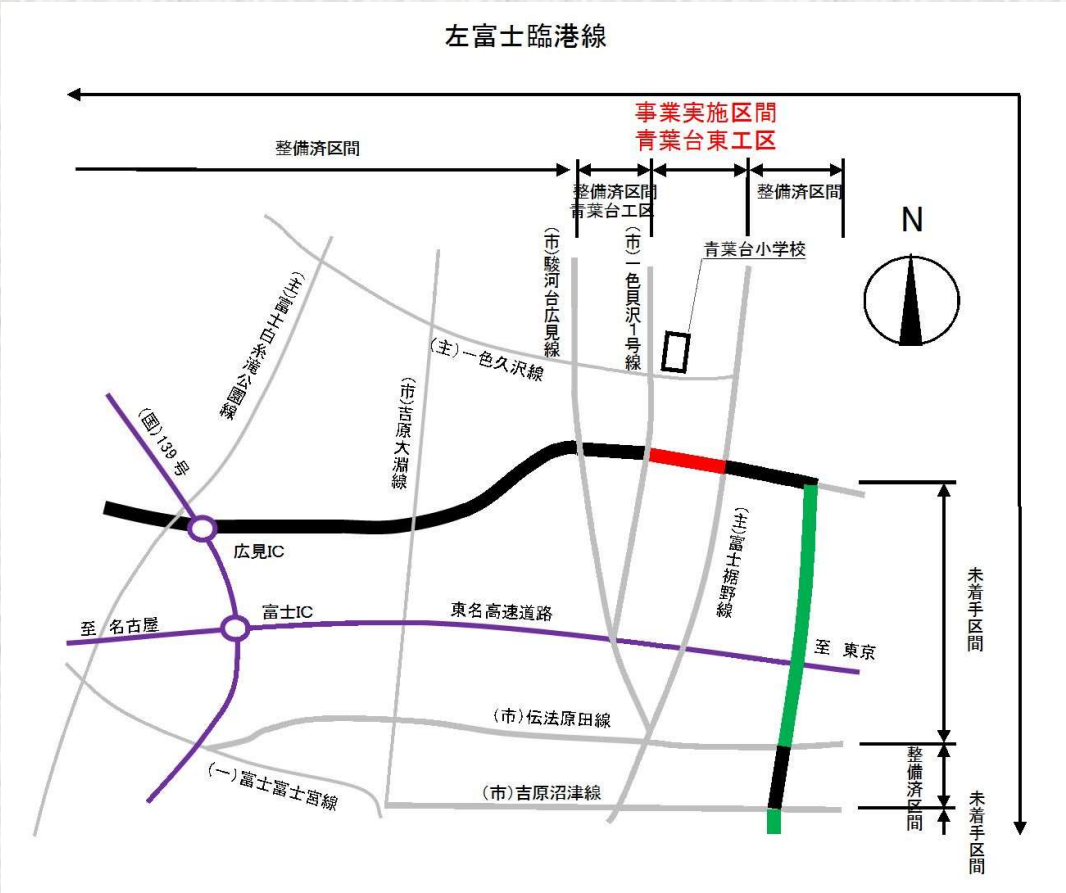


	①大淵上工区（市施工）	②傘木上工区（市施工）
事業区間	主要地方道一色久沢線～市道中野東三ツ倉14号線	西富士道路～市道左富士臨港線
道路概要	延長230m、幅員25m（片側2車線）	延長628m、幅員25m（片側2車線）
総事業費	約6億円	約29億円
進捗率	用地取得16%(公社含) 工事0%	用地取得100%(公社含) 工事48%
事業期間	令和2年度～2030年代前半予定	平成23年度～2030年代前半予定

	③未着手区間（市施工）	④片宿工区 県施工
事業区間	市道左富士臨港線～東名高速道路	東名高速道路～一般県道富士富士宮線
道路概要	延長870m、幅員25m（片側2車線）	延長280m、幅員25m（片側2車線）
総事業費	約38億円	約31億円
事業期間	傘木上工区の整備の目処が付きしだい事業着手予定。	令和8年度事業認可取得予定

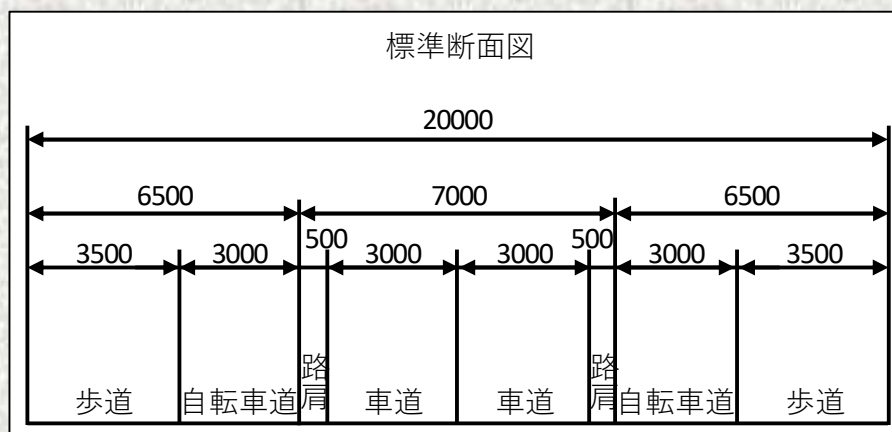
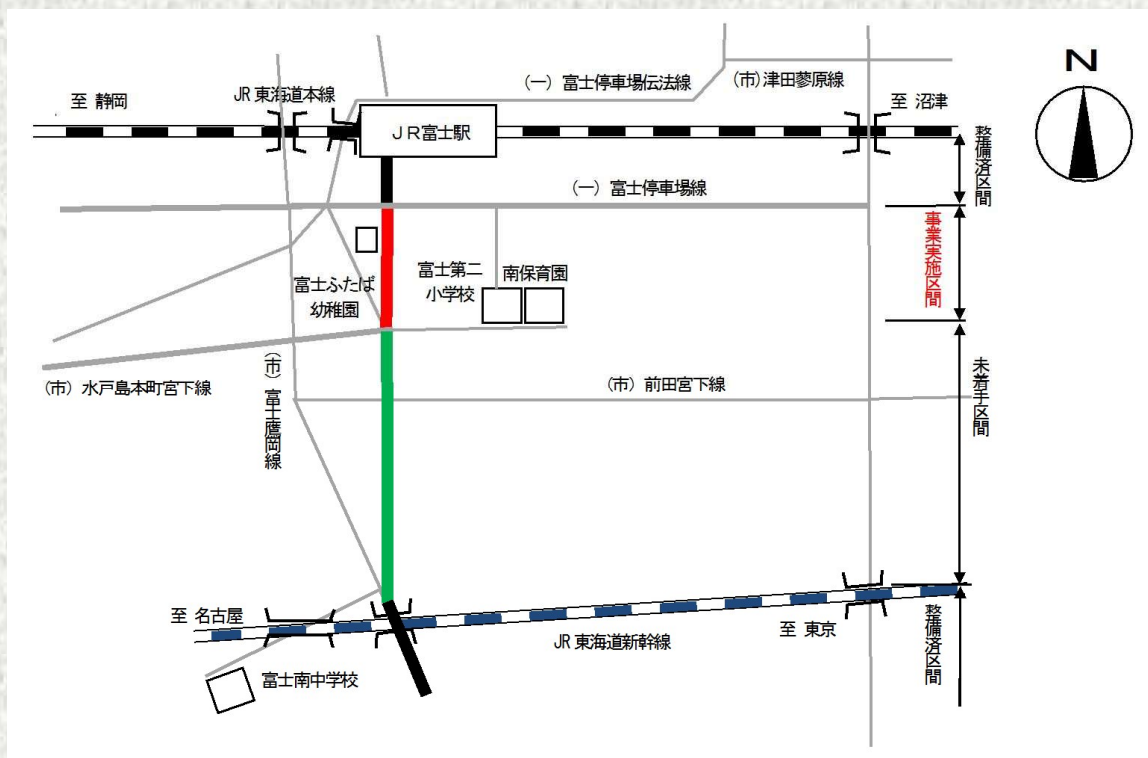
	⑤香西新田工区 県施工
事業区間	市道弥生線～青葉町地先
道路概要	延長560m、幅員25m（片側2車線）
総事業費	約29億円
進捗率	用地取得85% 工事60%
事業期間	平成21年度～2020年代後半予定

1000



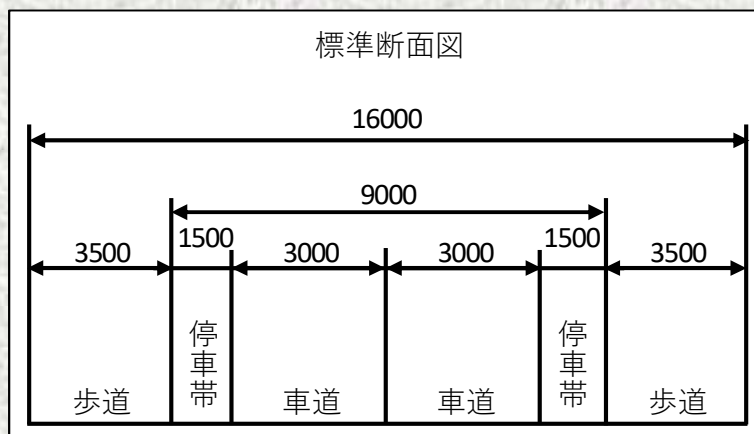
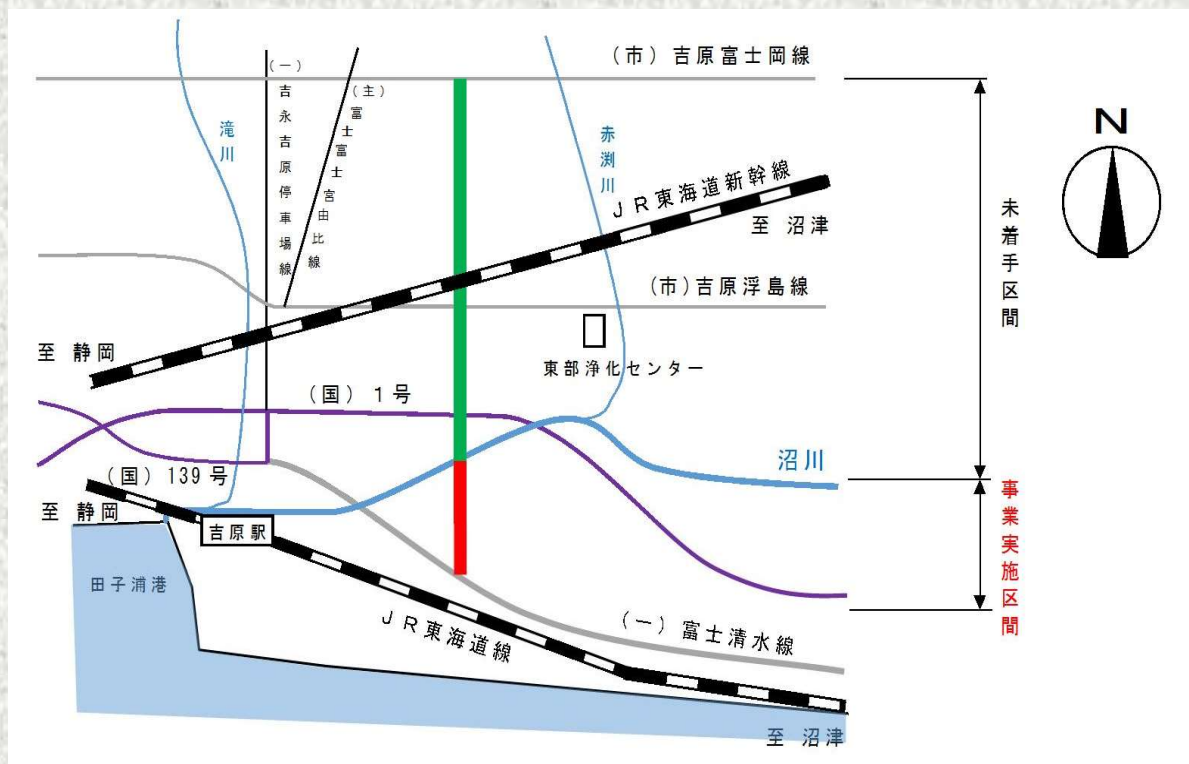
事業区間	市道一色貝沢1号線～主要地方道富士裾野線
道路概要	延長487m、幅員16m（片側1車線）
総事業費	約12億円
進捗率	用地取得93%、工事57%
事業期間	平成24年度～2020年代後半予定

(4) 富士駅南口田子浦線



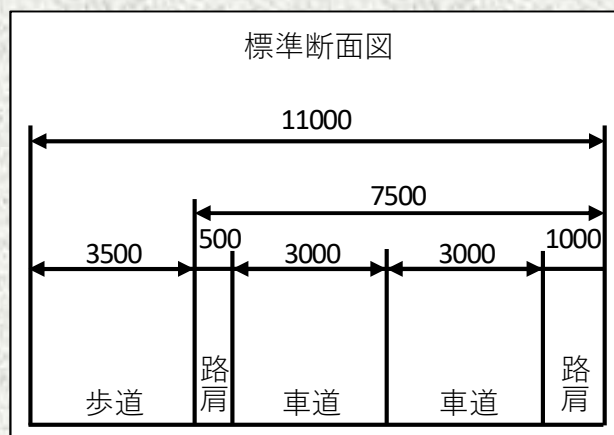
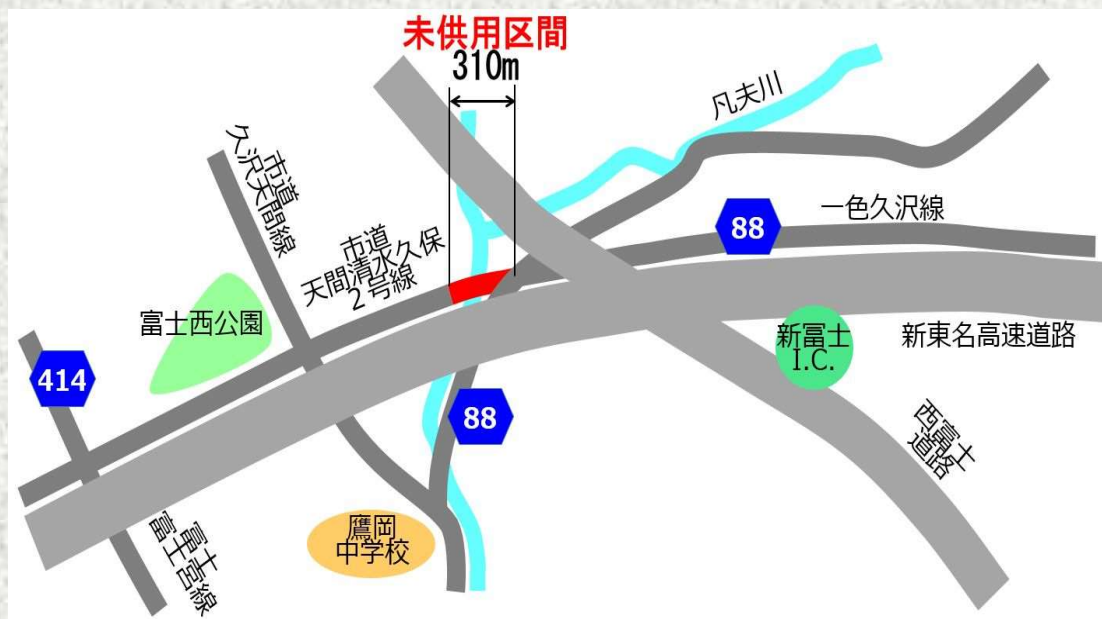
事業区間	一般県道富士停車場線～市道水戸島本町宮下線交差点
道路概要	延長290m、幅員20m（片側1車線）
総事業費	約10億円
進捗率	用地取得92%（公社含）、工事8%
事業期間	平成24年度～2020年代後半予定

(5) 元吉原富士岡線



事業区間	一般県道富士清水線～沼川
道路概要	延長404m、幅員16m（片側1車線）
総事業費	約2億円
進捗率	用地取得：都市計画幅（16m）は確保されている。 工事0%
事業期間	令和3年度～2020年代後半予定

(6) 天間清水久保 2 号線



事業区間	市道天間清水久保 2 号線～主要地方道一色久沢線
道路概要	延長310m、幅員11m（片側1車線）
総事業費	約11億円
進捗率	工事32%
事業期間	平成31年度～令和9年度

※進捗率について ①基準日は令和7年3月末時点 ②用地取得は面積比 ③工事は事業費ベース

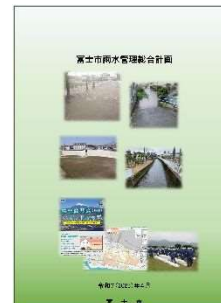
雨水管理総合計画について

建設部 河川課

1. 背景及び目的

本市では、平成 26 年 10 月や令和 3 年 7 月の豪雨などで、市内各所において浸水被害が発生し、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼした。今後、気候変動に伴う降雨量の増加も想定され、効率的・効果的な雨水管理が求められている。

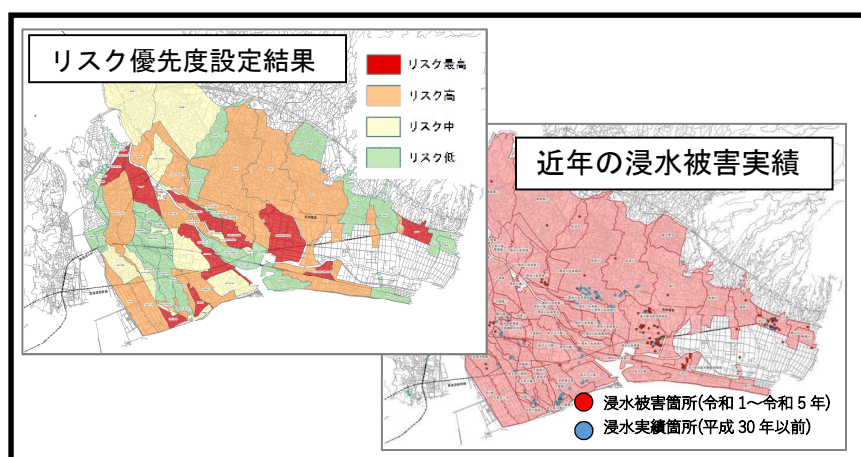
そこで、本市では、ガイドラインに基づき「事前防災・減災」や「選択と集中」の観点から浸水リスクを評価し、対策優先度や財政状況を見据えた基本的な方針を「富士市雨水管理総合計画」としてとりまとめた。



富士市雨水管理総合計画
(令和 7 年 4 月策定)

2. 整備検討優先度の設定

「浸水しやすさ」と「脆弱性」を考慮したリスクマトリクスから排水区単位でのリスク優先度設定に加え、近年の浸水被害実績も考慮し整備検討を優先する地区を決定した。



【優先する地区】

- 沖田地区
- 江尾地区
- 大野新田地区
- 前田地区
- 松岡地区
- 田子浦地区

3. 各地区と対策候補

過年度までの各地区における浸水シミュレーションなどにより、整備効果等を検証した結果、浸水対策候補が判明している。

優先すべき事業実施地区と対策候補

地区名	対策候補
沖田地区	ポンプによる排水、調整池の整備、水路改修
江尾地区	水路改修、調整池の整備、緊急排水ポンプの運用
大野新田地区	水路改修、ポンプ場の整備、ため池改修
前田地区	水路改修、ポンプによる排水
松岡地区	水路改修、調整池の整備
田子浦地区	浸水原因の特定、施設整備の検討

4. 各地区の整備方針と課題

(1) 沖田地区

沖田地区はポンプ場整備を最優先として整備を進めている地区となっている。

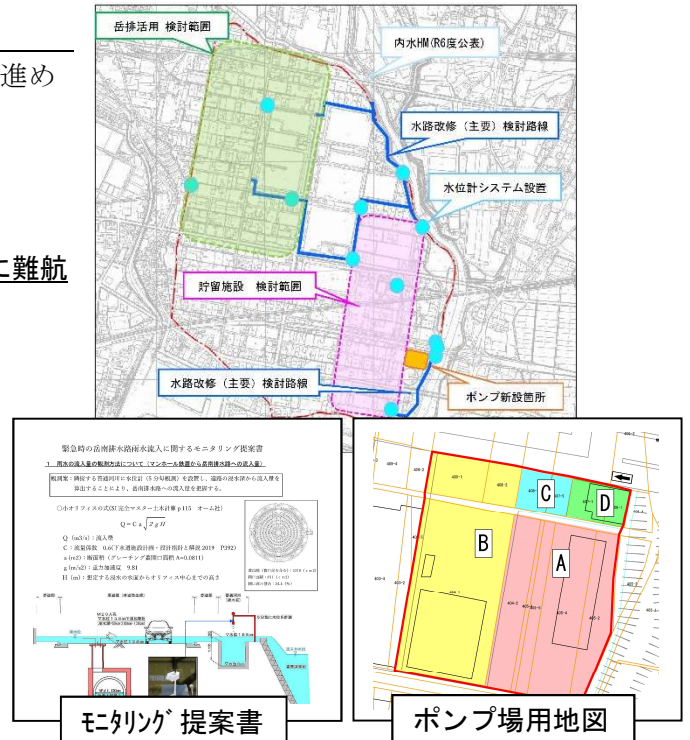
① 排水ポンプ場関連

- ・期限までの用地取得及び補償等（対象 5 者）
⇒対象となる 5 者と交渉中。代替地の取得に難航している対象者がいる。
- ・多額な整備費用
⇒継続的な国からの財政支援が必要。

（令和 7 年度から個別補助事業で着手）

② 岳南排水路への雨水放流関連

- ・水質等に関して、富士商工会議所・県など関係機関の理解が必要。
⇒環境面への配慮・検討が必要。試験運用（モニタリング）の実施に向け調整中。



(2) 江尾地区

江尾地区では、浸水エリアの下流部において河川改修に着手するなど、ハード・ソフトの両面から整備を進めている。

①（仮称）増川排水路支川改修

- ・令和 6 年度より改修工事に着手。工事や農地の借地について農業従事者の理解と協力が必要。
⇒地権者・耕作者との協議。

② 新規調整池整備

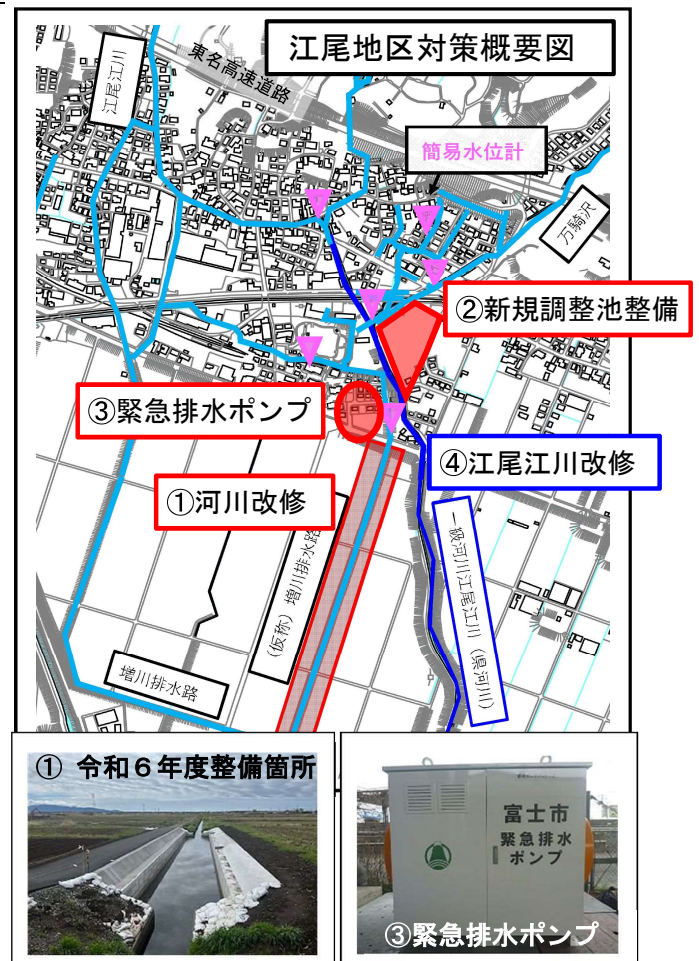
- ・市が用地取得、県が測量設計・整備・完了後の維持管理を行う方針で、新規調整池の整備を計画。県は、令和 8 年度からの整備開始を予定しており、地権者との交渉を行う。
⇒取得期限及び費用の調整・検討。

③ 緊急排水ポンプの配備

- ・浸水被害の早期復旧のため、令和 6 年度に緊急排水用のポンプを購入。
⇒適切な運用に向けた地区業者や水防団との連携が重要。

④ 一級河川江尾江川の改修（県事業）

- ・県は早期効果発現のための緊急一次拡幅工事（12 m³/s）を、令和 8 年度の暫定供用開始を目指し実施中。計画規模での供用開始は、令和 14 年度を目指しているとのことである。
⇒県へ早期完成の要望。

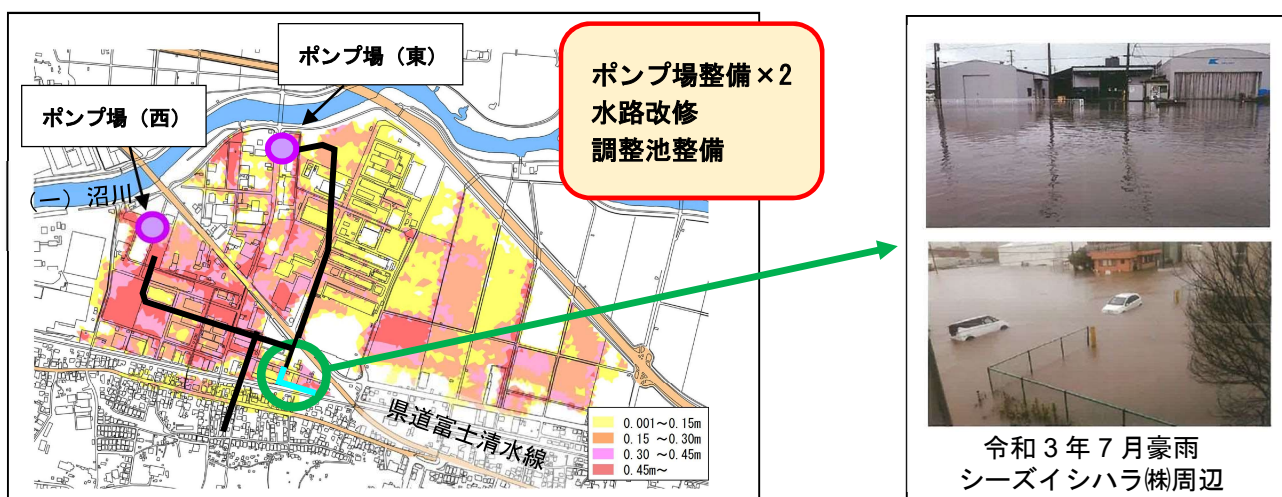


(3) 大野新田地区

大野地区の浸水原因は、主に「水路流下能力不足」、「下流域の内水浸水」、「外水位の影響」の3つが挙げられる。水路改修や調整池整備が必要となるが、「外水位の影響」によるものが最も大きく、抜本的な浸水対策としては、水門により沼川と遮断したうえで、ポンプによる強制排水が必要となる。南北2系統で沼川へ接続することとなるため、2箇所のポンプ場整備となる。

⇒ポンプ場の整備に膨大な費用がかかるため、国の財政支援を受ける必要がある。

⇒他地区（沖田地区）の整備を優先的に進めているため、整備までに時間を要する。

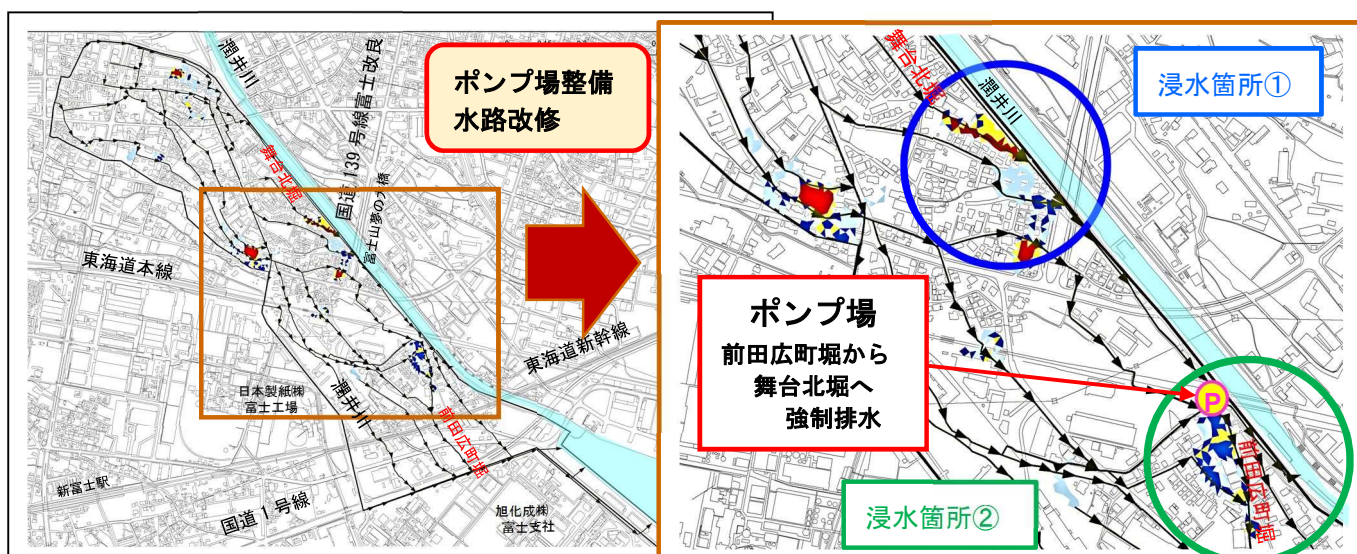


(4) 前田地区

前田地区は、一級河川の田子江川と潤井川に囲まれた低地であり、豪雨のたびに浸水被害が発生する地区となっている。過年度までの検討では、浸水は前田広町堀と舞台北堀の能力不足が要因であることが分かっているが、この水路を含めた地区水路の排水先は、水路の整備が十分ではない田子浦地区であることや、既設水路の改修による排水能力の強化が容易でないことが確認されたことから、舞台北堀を通じて潤井川へ放流するポンプ場の整備が必要となる。

⇒ポンプ場の整備に膨大な費用がかかるため、国の財政支援を受ける必要がある。

⇒他地区（沖田地区）の整備を優先的に進めているため、整備までに時間を要する。



(5) 松岡地区

松岡地区のうち、床上浸水被害が発生している梅屋敷地区については、早期に被害軽減を図る必要がある。過年度に検討した浸水被害軽減対策案としては、以下の3案となる。

松岡地区の浸水被害軽減対策案

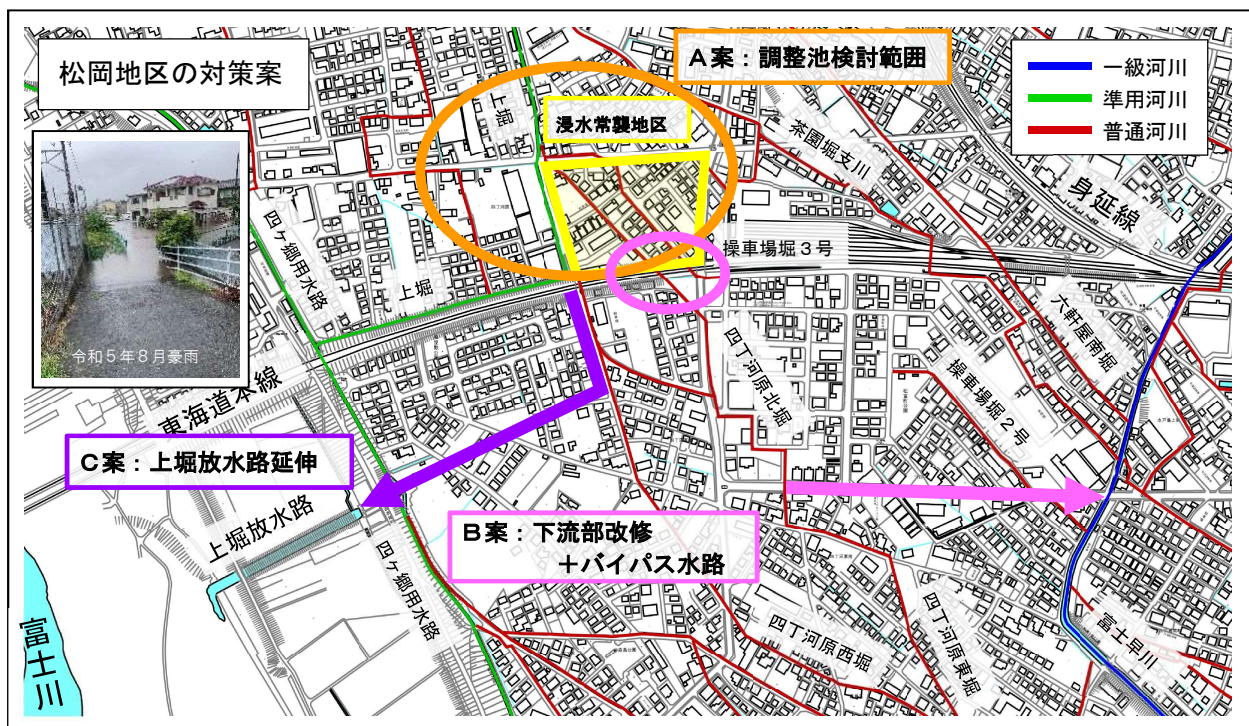
	A案	B案	C案
対策概要	<調整池築造> ・梅屋敷地区へ調整池を築造する	<既設水路改修> ・梅屋敷地区から下流部の水路改修等を行い、富士早川へ直接放流する。	<上堀放水路延伸> ・上堀放水路の第2期工事を実施する
特徴	×対策効果範囲が梅屋敷地区に限定 ◎交渉対象が最少 ◎J Rの制約がない ◎対策までの期間が最短 ◎対策費用が最少	×浸水地区がJ R南側へ一部移ることから、下流での対策が必要となる。 ○交渉対象が少ない △J R横断箇所の制約を受けるため、協議と施工に時間を要する △対策までの期間が長い ○対策費用が中間	◎流域として最適な浸水被害軽減対策のため、効果を発揮する範囲が最大 △交渉対象が最多 △J R横断箇所の制約を受けるため、協議と施工に時間を要する。 △対策までの期間が最長 ×対策費用が最大

⇒地区及び上流域（岩松北など）の浸水対策には、上堀放水路延伸が不可欠。

⇒上堀放水路延伸には、地区や地権者などの合意が必要。

⇒梅屋敷地区を優先し対策となると、上堀放水路延伸後に上乘せとなる施設整備となる。

⇒いずれの対策も、膨大な費用がかかるため、国の財政支援を受ける必要がある。



消 防 本 部

消防本部総括表

部長名 桑原 久康

所属職員数（部長を含む。） 309人

所属課数 6課（4課・2署）

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
消防総務課 消防次長兼課長 藤坂一輝	18人 (うち1人国派遣、6人静岡県消防学校入校、1人同校派遣、1人県派遣) 総務 担当 経理 担当 消防団 担当	1 富士市消防団の再編計画策定について	1	2
警防課 課長 吉田隆行	8人 警防 担当 救急管理室	1 マイナ救急実証事業の開始について	2	6
情報指令課 課長 高井裕泰	16人	なし		
予防課 課長 箱山和彦	15人 予防 担当 危険物 担当 査察 担当	なし		
中央消防署 署長 南條淳士	138人 警防 担当 予防 担当 救急 担当 救助 担当 臨港分署 吉永分署 富士見台分署 大淵分署	なし		
西消防署 署長 時田正史	113人 警防 担当 予防 担当 救急 担当 救助 担当 鷹岡分署 南分署 富士川分署	なし		

富士市消防団の再編計画策定について

消防本部消防総務課

1 概要

消防団は、これまで地域防災力の中核として重要な役割を果たしてきた。しかし、全国的な少子高齢化や人口減少の進行に伴い、本市においても団員の減少や確保が課題となっている。

一方、近年の自然災害の増加や激甚化により、地域防災力の維持・向上が求められている。

限られた人的・物的資源を有効かつ効率的に活用し、将来にわたって持続可能な地域防災体制を構築するために、消防団の再編計画を策定する必要がある。

2 消防団の変遷

昭和41年11月に旧吉原市、旧富士市、旧鷹岡町の二市一町が合併して新富士市となり、富士市消防団は、24個分団、団員定数1,018人で発足した。

当時の24個分団の詰所は、移転等により若干の位置の変更はあるものの、管轄区域も含め現在とほぼ同様の配置であった。

その後、昭和55年に第25分団、昭和62年に第26分団が整備され、平成21年11月の旧富士川町との合併により5個分団が増え、現在の31個分団体制となった。

3 消防団の現状

(1) 本市消防団は、現在条例定数1,030人、団本部、7方面隊、31個分団で構成されている。

令和7年4月1日現在の団員数は752人、定数充足率は73.0%である。

本市においても団員数の減少は課題であり、令和5年には団員数が800人を割込み、以降さらに減少している。

【団員内訳】

基本団員：634人

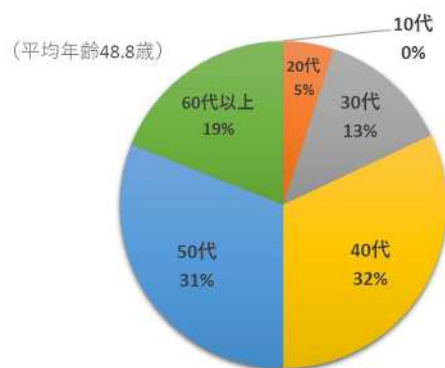
機能別団員：118人（災害団員89人・広報啓発団員1人・大規模災害団員28人）

図1 富士市消防団の団員数の推移（各4月1日現在）



- (2) 令和5年4月1日現在における年代別の団員割合を見ると、50代と60代以上が全体の半数を占めており、平均年齢も年々上昇している。団員数の減少はもとより、団員の高齢化や被雇用者率の増加等による災害対応力の低下も懸念される。

図2 年齢階層別の団員割合（令和5年4月1日現在）



※団員平均年齢

平成26年度	43.0歳
平成31年度	44.8歳
令和2年度	46.8歳
令和5年度	48.8歳

4 消防団詰所の現況

(1) 消防団詰所の配置状況

本市においては、32か所の詰所が整備・配置されている。

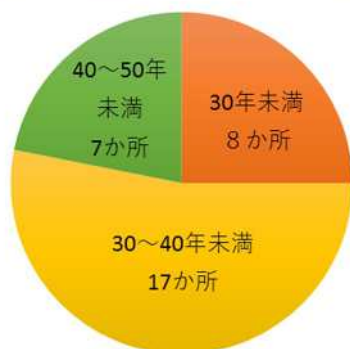
(2) 消防団詰所の経過年数及び災害危険

令和5年4月1日現在における市内32か所の詰所は耐震性を有しているものの、うち7か所が建築から40年以上が経過している。

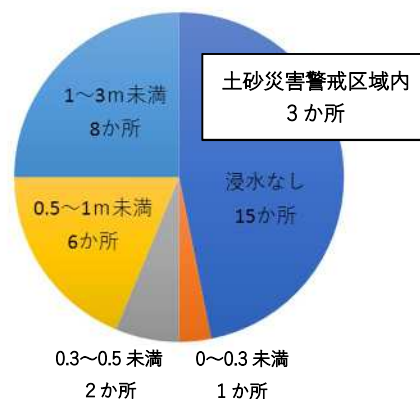
また、浸水想定区域内にある詰所は17か所あり、このうち8か所では1～3mの浸水深（河川の洪水による浸水）が想定されている。また、3か所が土砂災害警戒区域内にある。

図3 消防団詰所の経過年数及び災害危険

消防団詰所の経過年数（令和5年4月1日現在）



消防団詰所の災害危険



5 消防団再編計画の方針

(1) 消防団再編の整備方針

「富士市公共施設マネジメント基本方針」及び「富士市公共施設再編計画」において、常備の消防施設と合わせ、消防団詰所の整備方針は次のように示されている。

【富士市公共施設マネジメント基本方針】

- ・常備、非常備ともに施設の老朽化が進んでいるため、効率的な維持保全が必要であり、適切に施設の更新、維持補修を行っていく。
- ・将来的には他施設との複合化の可能性を検討していく必要がある。
- ・人口規模の縮小等に合わせ、消防団の統合など適切な規模への見直しを検討する。

【富士市公共施設再編計画】

- ・分署と消防団詰所は、地域の実情に合わせて機能統合を行う。
- ・消防団詰所は、統一基準の下、適正な建物規模で整備する。
- ・消防施設の今後40年間の床面積は現状維持を見込む。

(2) 消防団再編の整備方策

ア 整備の枠組み

消防団の再編にあたっては、例として小学校区単位（市内26地区）ごとに再編するなど、各地域の実情に応じ柔軟性を持って検討していく。

消防団を中心とした地域防災力の維持・向上に対しては、水防団や各地区で活動している自主防災組織、各種団体、地域住民との連携が重要である。

将来的には、各町内会、連合町内会及びまちづくり協議会との連携も視野に入れるなど、消防団と地域との繋がりの強化に努めていく。

表1 小学校区（26地区）と消防団配置との比較

小学校区（26地区）	現分団の配置		
1 吉原地区	第1分団	第2分団	第3分団（日吉）
2 伝法地区	第3分団（伝法）		
3 今泉地区	第4分団	第5分団	
4 神戸地区	第6分団		
5 青葉台地区	第6分団		
6 富士見台地区	第6分団		
7 原田地区	第7分団		
8 吉永地区	第8分団		
9 須津地区	第9分団		
10 浮島地区	第9分団		
11 元吉原地区	第10分団		
12 吉永北地区	第11分団		
13 大淵地区	第12分団		
14 富士駅北地区	第13分団	第14分団	
15 富士北地区	第15分団		
16 富士駅南地区	第16分団		
17 田子浦地区	第17分団	第18分団	
18 岩松地区	第19分団		
19 岩松北地区	第20分団		
20 鷹岡地区	第21分団	第23分団	
21 丘地区	第22分団		
22 天間地区	第24分団		
23 広見地区	第25分団		
24 富士南地区	第26分団		
25 富士川地区	第27分団	第28分団	第29分団
26 松野地区	第30分団	第31分団	

浸水の危険性がある詰所（浸水深1m未満）

浸水の危険性が高い詰所（浸水深1～3m未満）

土砂災害の危険性が高い詰所（土石流）

※浸水：河川の洪水による浸水

イ 整備の優先度

整備の優先度については、様々な観点があるが、次を検討材料とする。

- 1 地区を複数分団が管轄又は 1 個分団が複数地区を管轄している地区
- 常備の署所と隣接する分団
- 建築年数が古く老朽化の進行や浸水・土砂災害の災害危険性が高い分団

6 消防団の再編計画策定のスケジュール



[プロセス 1] 現状分析（令和 6 年度）

- ・ データ収集
- ・ 課題の洗い出し

[プロセス 2] 計画立案（令和 7 年度）

- ・ 分団内の意見集約
- ・ （仮称）消防団再編委員会の立上げ

[プロセス 3] 地域・関係機関との協議（令和 8 年度以降）

- ・ 地域及び関係機関からの意見集約と協議

[プロセス 4] 計画完成

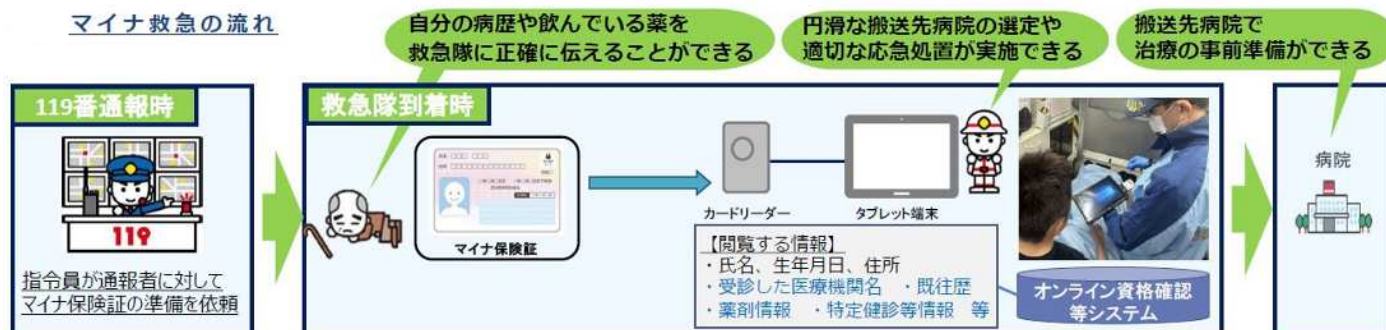
マイナ救急実証事業の開始について

消防本部警防課

事業概要

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握することにより、救急業務の円滑化を図る取組

マイナ救急の流れ



スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実証実験 6本部30隊	調査研究 システム要件設定	実証事業 67本部660隊	全国規模での 実証事業
		システム改修	
		〔閲覧可能な機関として消防本部を新たに追加 救急隊専用の現場で使いやすい閲覧画面〕	

【令和6年度実証事業の実施状況】

全国720の消防本部のうち、67の消防本部が応募し実証事業を実施した。静岡県内では、静岡市消防局、浜松市消防局及び磐田市消防本部が参加した。

令和6年度実証事業に係る救急隊意見

- ・高齢者夫婦のみで情報収集が困難だったが、マイナ保険証で情報が取得できた。
- ・傷病者が認知症を患っており、病歴や服薬情報収集に役に立った。
- ・意識障害があり、家族も傷病者の情報を把握しておらず、マイナ保険証が活動に役立った。
- ・酩酊状態の傷病者で、マイナ保険証でスムーズに情報を得ることができた。
- ・外出先での事故で、お薬手帳を所持していなかったため、薬剤情報が分かったことは有益だった。
- ・傷病者は、頭痛の症状が強く会話が困難であったため、マイナ保険証から情報閲覧することで円滑な活動を行うことができた。
- ・かかりつけ医の確認と手術歴が早期に判明でき、早期搬送に役立てることができた。

前向きな意見が寄せられた一方、課題となる意見も多くあった。

- ・ネットワークへの接続、カードの読み取りに時間を要したことで、現場滞在時間の延長になった。
- ・情報閲覧するまでの作業が多く手間と感じた。
- ・しっかりと会話できる傷病者やお薬手帳を持参している場合は、通常の活動で十分だった。

期待される効果

- 高齢者や情報取得が困難になる可能性がある傷病者の医療情報取得が容易となる。
- 痛みや苦しみのある傷病者が、救急隊員に説明をする負担の軽減につながる。
- 正確な情報を取得し、処置や医療機関選定の質を高めた救急活動を行うことができる。
- 搬送先医療機関に正確な情報を提供し、適切な治療に役立てることができる。

閲覧できる医療情報

- 救急用サマリー

	救急用サマリーPDF PDF内の表示名称：「救急用サマリー」	
受診歴	3か月	⇒かかりつけ医が推測できる
電子処方箋情報	45日 (調剤情報のみ表示。処方情報は表示しない)	⇒受診医療機関と医薬品が確認できる
薬剤情報	3か月	⇒治療中の疾患が推測できる
手術情報	5年	⇒医療機関の選定に役立つ
診療情報（透析・放射線情報含む）	3か月	⇒診療行為名から検査内容を推測できる
特定健診情報	直近の健診実施日を表示 (直近1回分の実施日を表示)	

- 診療・薬剤情報
救急用サマリーと同じ情報が閲覧できるが、閲覧期間が長くなる。
(受診歴5年、電子処方箋情報100日、薬剤情報5年、手術情報5年、診療情報5年)
- 特定健康診査受診結果
直近5回分の受診結果の内容が表示される。

マイナ救急の実施に要する経費

- ・タブレット端末等の導入経費
- ・オンライン資格確認等システムの利用料
- ・電子証明書の発行に係る経費
- ・通信費等

令和7年度の実証事業は全額国費で実施するが、令和8年度以降は各消防本部が実施に要する経費を負担する。総務省消防庁は、端末無償貸与の継続や、経費負担に対する財政措置について現在検討中であり、近日中に詳細を説明する予定である。